

# 市職員の給与・定員管理などを公表します



市民の皆さんに市職員の給与や定員管理などの現状を知っていただくため、次のとおりお知らせします。

職員の給与は、民間の労働者の給与を基に出される『人事院勧告』を参考に、国家公務員やほかの地方公共団体との均衡を図りながら決定されています。

## (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (年度末)	普通会計 歳出額 A	実費収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	9年度の 人件費率
		千円	千円	千円	%	%
10年度	H11.3.31 49,273 人	21,591,895	40,832	4,623,952	21.42	23.04

(注) 人件費には、職員の給与・特別職（市長など）に支給される給料・共済組合負担金・退職手当・議員報酬などが含まれます。

## (2) 職員給与費の状況（一般会計予算）

区分	職員数 A	給与			計 B	一人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤労手当		
		千円	千円	千円	千円	千円
11年度	511	2,179,364	317,642	998,188	3,495,194	6,840

(注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。  
2 給与費は、12月補正後の予算に計上された額です。

## (3) 職員の平均給料月額 および平均年齢の状況（11年4月1日現在）

区分	一般行政職平均給料月額	一般行政職平均年齢
南国市	360,910 円	42.5 歳
国	322,033 円	39.1 歳



## (4) 職員の初任給の状況（11年4月1日現在）

区分		南国市		国	
		決定初任給	採用2年 経過日給料額	初任給	採用2年 経過日給料額
一般行政職	大学卒	174,400 円	118,900 円	I種 184,200 円 II種 174,200 円	I種 202,900 円 II種 188,500 円
	高校卒	141,900 円	151,800 円	141,700 円	151,600 円

## (5) 職員の経験年数別・ 学歴別平均給料月額の状況（11年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	257,600 円	338,100 円	385,100 円
	高校卒 (9F)	210,200 円	(14F) 276,200 円	(19F) 338,100 円
技能職	高校卒 (9F)	210,200 円	267,600 円	347,600 円

(注) 経験年数とは、採用前に民間企業などに勤務した期間がある場合は、その期間を換算し、採用後の勤務期間に加算した年数をいいます。学校卒業後直ちに採用された場合は、採用後の年数です。経験年数10年、15年、20年については、それぞれの年数に該当職員がいない場合、最も近い年数のものを( )書きにしています。



(8) 特別職の報酬などの状況 (12年1月1日現在)

区分	報酬および 給料月額など	期末手当支給割合
市長	885,000 円	6月期 1.6月分
助役	745,000 円	2月期 1.9月分
収入役	690,000 円	3月期 0.25月分 計 3.75月分
教育長	690,000 円	
議長	470,000 円	6月期 1.8月分
副議長	430,000 円	2月期 1.95月分 計 3.75月分
議員	400,000 円	



(9) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		H11	H12			
一般行政部門	議事	7	7		国体推進などに伴う増	
	総務	75	71	4		
	税務	27	27			
	民生衛生	174	174			
	労働衛生	31	30	1		保健増(2人), センター事務改善による減(1人)
	農林水産	1	1			
	農工商	24	28	4		農業集落排水事業を下水道事業部門へ
小計	378	377	1			
特別部門	教育	89	81	8	技能職(用務員)から一般職へ。調理師などの臨時・パート化による減	
	消防	60	60			
	小計	149	141	8		
普通会計	小計	507	518	11		
公営企業等	水道	14	14		農業集落排水事業による増 老人保健事業の事務改善による減	
	下水	14	9	5		
	その他	9	10	1		
	小計	37	33	4		
合計	小計	544	551	7		

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者・派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除きます。

(10) 定員適正化計画の数値目標  
および進ちょく状況など

① 定員適正化目標

介護保険制度の導入、国体推進、地域保健法の改正、OA化の推進など人数の増が見込まれますが、民生部門の抑制を図るとともに、他の部門においても事務改善および機構・組織の改革に取り組みます。

② 定員適正化手法の概要

民間委託など……保育所の民間委託をはじめ、委託化できるものについては委託化を図ります。  
機構・組織改革……行政需要に対応した機構・組織改革を図ります。

③ 定員適正化計画の年次別進ちょく状況(実績)の概要(各年4月1日現在)

区分	7年 計画前年	8年 1年目	9年 2年目	10年 3年目	11年 4年目	8~11年 計	(参考) 数値目標
増員		1	9	12	5	27	
差引		△5	2	2	1	0	△6(△1.6%)
職員数	378	373	375	377	378		372

(注) 1 計画は8年から11年の5年間です。  
2 ( )内の数値は、数値目標に対する進ちょく率を示します。

※お問い合わせは、総務課職員係 (☎880-6551) まで



(6) 一般行政職の級別職員数の状況 (11年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
標準的な 職務内容	主事および主事の職務		主事および技士の職務			係長・主事・技士 および相当する職務		補佐・主事・係長 および相当する職務		主任・主事および 相当する職務
職員数		33人	31人	32人	14人	116人	64人	41人	25人	359人
構成比		9.2%	9.5%	8.9%	3.9%	32.3%	17.8%	11.4%	7.0%	100%
参考	1年目の 構成比	11.8%	7.9%	7.9%	5.9%	30.3%	18.0%	11.2%	7.0%	100%
	5年目の 構成比	0.8%	14.1%			7.2%		70.7%	7.2%	100%

(注) 1 南国市の給与条例に基づく給料表の区分による職員数です。  
(税務職・消防職・国保会計などは除きます)  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(7) 職員手当の状況

区分	南 国 市			国		
	(11年度支給割合)	期末手当	勤労手当	(11年度支給割合)	期末手当	勤労手当
期末手当	6月期	1.6月分	1.6月分	6月期	1.6月分	0.6月分
	12月期	1.9月分	1.6月分	12月期	1.65月分	0.6月分
	3月期	0.25月分		3月期	0.50月分	
勤労手当	計	3.75月分	1.2月分	計	3.75月分	1.2月分
	職上の目的、職務の種目などによる加算措置あり			職上の目的、職務の種目などによる加算措置あり		
退職手当	(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
	勤続20年	21.0月分	28.875月分	勤続20年	21.0月分	28.875月分
	勤続25年	33.75月分	44.55月分	勤続25年	33.75月分	44.55月分
	勤続35年	47.5月分	62.7月分	勤続35年	47.5月分	62.7月分
	普通職	60.0月分	62.7月分	普通職	60.0月分	62.7月分
	その他の職員	2年前年定額特別加算 2~20%加算		その他の職員	2年前年定額特別加算 2~20%加算	

特殊勤務手当 (11年度)	区 分		全職種 36.4%
	職員全体に占める手当支給職員割合		
	支給対象職員1人当たり平均支給年額		
	145,113 円		
	手当の種類(手当数)		21
	代表的な手当の名称		
	支給額の多い手当	視察手当、研修手当、臨時手当	
	多くの職員に支給されている手当	視察手当、研修手当、技能手当	

時間外 勤務手当	10年度	支給総額	219,855 千円
		職員1人当たり支給年額	490 千円
	9年度	支給総額	211,229 千円
		職員1人当たり支給年額	367 千円



区分	内 容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	配偶者 16,000円 配偶者以外の扶養親族2人まで 5,500円 ただし、配偶者がいない職員の扶養親族1人 11,000円 その他の扶養親族 2,000円 満16歳の年次始めから満22歳の年次末までの子1人につき 5,000円 扶養親族でない配偶者を有する場合は1人目の配偶者 6,500円	同 じ	同 じ
住居手当	▶ 専家・借間居住者 基礎控除額 12,000円 最高支給限度額 27,000円 ▶ 自宅居住者 2,500円	一 部 異 なる	▶ 自宅居住者 1,000円 (新築または購入後5年間は2,500円)
通勤手当	▶ 交通機関など利用者 運賃などの額に相当する額 45,400円まで全額支給 運賃などの額に相当する額が 45,400円を超える場合差額の% (限度額5,000円)を加算 最高限度額 50,000円 ▶ 交通用具利用者 900~20,900円 (2km未満~40km以上)	一 部 異 なる	▶ 交通用具利用者 1,000円(2km以上 ~5km未満)から 最高20,900円(40 km以上)